

平成28年度第2回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年5月31日 午前9時～午前9時35分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (13名)

高石袈冶夫・窪内康夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江
澤田順一・永野博隆

4. 欠席委員 伊藤正枝

5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
その他の出席者 農地利用最適化推進委員 和田眞司・澤田清敏・和田廣信・筒井建男
産業振興課 伊藤敏雄

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 非農地証明について

第2号議案 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想案について

農地利用状況調査について

その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺:おはようございます。平成28年度第2回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。本日欠席の連絡をいただいているのは伊藤正枝委員です。近藤委員は少し遅れるそうです。今回は農地利用状況調査の説明をしますので、農地利用最適化推進委員の方に出席していただいています。また、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想案について、産業振興課の伊藤から説明しますので出席をしています。会長、お願いします。

会長:おはようございます。農繁期であり、みなさんお忙しい時期ですので議事はスムーズに進行したいと思います。それでは平成28年度の第2回土佐町農業委員会総会を開会をします。本日の会議録署名委員の指名を行います。7番 和田正夫 委員、8番 川井高廣 委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案非農地証明について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺:第1号議案非農地証明について説明します。資料2枚目に概要を記載し、3枚目に位置の参考図を付けております。申請人は土佐町田井81、[]さん。土地は、田井字田井町1455番4、地目 田、現況 雑種地、93平米。転用された時期は昭和60年頃で、申請人の前の所有者でお父さんが耕作しなくなってから、雑種地となっており、駐車スペースとして使用しています。非農地証明後は地目変更登記の予定です。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により10年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していることが証明できる基準となっています。今回は20年以上経過しております。書類審査、現地確認の結果、非農地証明ができる案件であると

判断しております。以上です。

会長：この件について担当農業委員の和田正夫さんから補足説明がありますか。

和田正夫委員：ありません。

会長：この件について他に質疑等ありませんか。

仁井田委員：非農地証明がきたら登記地目も代わりますか。

事務局 秦泉寺：登記地目や課税地目は変わりません。登記地目を変えるときに法務局で非農地証明が必要書類となります。

仁井田委員：わかりました。

会長：他にありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、質疑を終わります。非農地証明について本件の採決を行います。この件について証明することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は非農地として証明することに決定しました。2号議案についての説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：2号議案 農業経営基盤強化の促進に関する基本構想案についてです。この基本構想に基づき、町は利用権設定の告示をしています。農業委員会は利用権設定の申請があった時に町長から利用権設定が適当であるか諮問されます。内容については産業振興課 伊藤から説明します。

産業振興課 伊藤：産業振興課の伊藤です。私のほうから農業経営基盤強化の促進に関する基本構想案について説明します。事前にお配りしていた資料はお手元にあるでしょうか。農業委員さんに新しくなられた方もいらっしゃるのでは馴染みがない構想であるかもしれませんが、近いところ言うと認定農業者のことが書いてあったり、目指す所得などもあります。土佐町の農業の基盤を強化するために町や農協、農業委員会がどうしていくかの記載もあります。今回の変更は農業協同組合法等の一部を改正する等の法律などが変更されたことにより、農業生産法人が農地所有適格化法人に、高知県農業会議が知事が農業委員会ネットワーク機構として指定した法人、一般社団法人高知県農業会議に文言を変更するもので大きな内容の変更はありません。今回は変更にあたり農業委員会の意見をお伺いするものです。

会長：みなさん、資料は見てきましたか。なかなか内容もボリュームがあるので詳細には見れてない方もいるのではないかと思います。私が気になったのは、認定農業者の目指す所得が320万円で、労働時間が2000時間までとなっているところで、これを時給換算すると160円ですよ。いかに農業収入が他の産業と比べて低いかが分かります。余談になりましたが、この件について何かありませんか。

伊藤弘康委員：指標のモデルは普及所などが出しているのですか。

産業振興課 伊藤：基本構想は以前から作られておるもので、普及所には320万円を目指すためのモデルを逆算してもらった部分もあります。現実にはそぐわない分も一部あるとは思いますが。例えば水稲であればモデルの1000アールないと320万にならないと試算していますが、1000アール作っている人がたくさんいると言われると数人であったりします。

事務局長：単一経営のモデルであると伊藤が言ったようなことですが、ここにはないですがシシトウと水稲とか、酪農と水稲の組み合わせとか、最近ではスナップエンドウを作られる方も出てきたので、モデルケースとして今後は検討していくこともあると思いますが、現状ではこのようなモデルとなっています。

会長：他に質問ありませんか。

委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。第2号議案農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

案について異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって基本構想案について農業委員会は同意することに決定しました。

次の農地利用状況調査について説明してください。

事務局 秦泉寺：農地利用状況調査について説明します。資料は4枚目をご覧ください。農業委員会は毎年、農地利用状況調査を農地パトロールとして行っています。平成21年12月の農地法改正により、「農地の利用状況調査」が義務付けられています。農地は農地として有効利用されるべきものとして、遊休農地、いわゆる耕作放棄地の解消と担い手への農地集積が課せられています。対象農地は町内のすべての農地が対象で調査方法は道路からの目視で確認します。確認内容は遊休農地が新たに発生していないか、遊休農地であったところが解消されているか、農地の違反転用がされていないか、農地法による許可案件や利用権設定した農地が耕作されているかなどを確認します。前回までに報告をいただいたものは、航空写真または地図に記入していますので、そちらを確認していただきます。既に転用済みの土地について、道路や山林、宅地等で今後農地に戻らないことが確実な場合は現地調査は省略してもらってかまいません。航空写真等にはそういった土地も記載をしています。なお、梅や栗などについても管理をしていれば畑に含まれますので、遊休農地での報告は不要です。新たに耕作がされていない農地を発見した場合は、地図・航空写真等へ書き込みをお願いします。遊休農地の分類は人力・農業用機械で草刈り等を行うことで直ちに耕作可能な土地、草刈り等では直ちに耕作できないが、整備をすれば農業利用可能な土地がA分類、B分類としては森林・原野化し、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地です。報告にはこの分類をお知らせいただきたいです。利用調査後は事務局でとりまとめて国に報告し、農地法第32条による利用意向調査を書面で行います。利用意向調査は所有者の方に今後遊休農地をどうする予定か、農地中間管理事業を利用して農地を貸し付ける。所有権の移転又は賃借権等の権利設定を行う。景観作物の植えるなど選択する形で調査をします。農地所有者が分からない場合は町が公示後、中間管理機構が借り受けてもよいとした農地は県知事の裁定により中間管理権を設定し、借受希望者と調整することがあります。また、今後、例えば工事用地などで今年の作を休んでいると見受けられる農地についても、転用が確実な場合は報告は不要です。万が一、中山間直接支払などに入っている農地が遊休地と見受けられる場合は、農業委員さんから耕作再開等のご指導をいただき、遊休地の報告とらないようにしたいと思います。また、息子さんなどに経営移譲して農業者年金を受給している方の農地、息子さんなどの名義の農地になっていると思いますが、その農地が遊休農地であると年金停止の理由になりますので、事務局で所有者の確認をした後、耕作再開等の指導をお願いすることになります。森林や原野化している農地は、非農地として農業委員会に諮りたいと考えています。ただし、農振農用地については平成28年が見直しの年なので、27年度までに遊休農地と判断した土地について、所有者から耕作再開の申し出がされない場合や、所有者が不在の場合は農振農用地から除外し、その後非農地の手続き予定です。割り当て地区については、農業委員さんの区割りを基本にしていますが広い所は推進委員さんにも割り当てしています。ケースにはってある地区の確認をお願いします。利用意向調査を年内に完了させる必要があるため、例年より早い時期となっています。農繁期でお忙しい所申し訳ないですが、締め切りを7月末としておりますので、よろしく願います。

伊藤弘康委員：確認したら何に書いたらいいですか。

事務局 秦泉寺：新たなところを見つけたら地図に書き込んでください。

事務局長：国のほうからも耕作放棄地については調査も厳しくなっています。現実問題、高齢化で難しくなっているのは全国的なことですが、国の考え方では中間管理機構の利用もと言っていますが、中山間地ではなかなかですので、できたら集落内でどなたかが作っていただければと思いますので、調整していただきたいです。

仁井田委員：B分類は非農地の処理をとありますが、A分類はできないのですか。

事務局 秦泉寺：すぐに耕作が再開されることが出来る農地は非農地の認定をできません。

仁井田委員：農業振興地域はどの辺ですか。

事務局長：山林でない所、ほぼ町の集落があるような所は振興地域です。

会長：もともと農地で現況が藪でも売買する時なんかは登記地目が農地であると、農地の扱いになって、農地を30アール所有していない人には売ることができなかつたりするので、本来なら非農地として地目を変更した方がいいですが、手数料もかかります。このへんの状況も分かっておいていただきたいです。

細川委員：国調で原野だったところを耕作した場合は集落協定などには入れますか。

事務局 秦泉寺：直払いの場合は農振農用地であるかが要件ですので、もとの地目が農地であれば農振農用地の可能性が高いですが、現況で判断しますので地目が原野であっても農振農用地の場合もあります。

仁井田委員：付箋がついているのは前任者がこれまで報告したのですか。

事務局 秦泉寺：そうです。

和田勇委員：この地図の写しをもらいたいのですが、全員に担当地区を渡したらどうですか。

事務局 秦泉寺：全部となると大量になりますので、必要な方は個別に連絡をください。

会長：初めてのの方は、戸惑うこともあるかもしれませんが、担当地区をよろしくお願いします。事務局、その他の件でお願いします。

事務局 秦泉寺：熊本地震の義援金のお願いを送付しておりましたが、賛同していただける方は事務局で取りまとめますので帰りにお願いします。

和田推進委員：とりまとめるなら、ある程度まとまった金額にした方がいいのではないですか。

事務局長：県の農業会議の段階でもとりまとめますので、他で寄付としたりということもあるでしょうから、かまわないのではないかと思います。

会長：他に委員の方から何かありますか。

細川委員：今年は視察研修がありますか。今年は地区長会のもあつたりするので。

事務局長：任期中に1回としていますので、視察の希望地があれば知らせていただきたいのと、会長とは日帰りでも、と検討しています。

和田推進委員：閉校した有機の学校にはかなりの農機具があつたと思いますが、処分はどんなになっていますか。

事務局長：有機の学校については平成17年に開校して、直近の経営は山崎技研が行っていました。県の補助金も活用して農機具、ハウス等整備していましたが、農機具については償却が終わってハウスについては5年ぐらい残っているようです。いま、ハウスについては県との協議中で地方公共団体に無償譲渡する場合は補助金返還にならないようです。所有権は山崎技研にあります。建物と土地は人材センターが解散した時に土佐町のものになっています。

和田推進委員：わかりました。

会長：他にありませんか。

他委員：なし。

会長：無いようですので、以上で第2回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

高石 裴 治 夫

議事録署名委員

和 田 正 夫

議事録署名委員

川 井 高 廣